



受給者証更新時のお願い

◎国の制度が変わります！

3月30日に【新】受給者証が全受給者に発送される見込みです。つきましては、お手元に着き次第、【新】受給者証の写しを事業所に送付して頂きますよう、お願い致します。

◎上記に合わせてのお願い

かねてより、受給者証の更新・変更の際には、事業所へお報せを頂きますようお願いして参りました。

しかし、最近の事例として、

●『更新手続き忘れによる有効期限切れ後のご利用』

●『受給量忘れによる受給量超えご利用』

などがありました。

両事例とも、事後の追加受給は難しく、結果的に事業所負担となるケースが多いです。

運営全体を圧迫する程の金額ではありませんが、短期入所の報酬単価の引き下げ(平成21年4月より)以来、苦しい運営を続けている状況では看過できないため、ご協力を頂きたい次第であります。

【受給者証の更新ルールについて】

①市町村事業(地域生活支援事業)と国事業(介護給付)の2種類があります。

②2種類とも、1年更新です。

③有効期限は、誕生日の翌月末迄です。

④手続きは誕生日月が望ましいです。

【例 外】

・グループホーム・ケアホーム・生活施設利用者の更新は6月末ですが、更新手続きは利用施設の法人がします。

・18歳と65歳の方は有効期限が誕生日月で終了します。

ご不明な点は各市町村へお問い合わせ下さい。

前穂通信

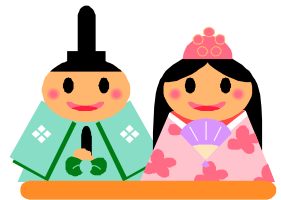
まえほつうしん

発行日

2010年3月1日

発行元

自立センター前穂
〒569-1022
高槻市日吉台
1番町21-18
072-689-8600



キャンセル料の問題について

ご存知のように『キャンセル料を頂くことがあります』と契約書にはあります。

しかし、キャンセルを頂くについては、ご事情もあろうと察して、今迄頂戴してきませんでした。

前述したように、運営厳しい中、短期入所事業の存続には苦勞しております。

陶芸プログラムからの報告

陶芸家の浅野あやが専任担当となり1年余がたちました。プログラムとしての質が高まってきたとの手応えを感じております。つい先頃、まことに嬉しく、力付けられるニュースを頂戴しましたのでこの場で報告させていただきます。城 幹人様(20)が、前穂で制作された作品を「第1回花の会作品展」に出品されたところ、金賞を受賞(賞金1万円)されました。職員一同感激致しました。

ところで、前穂が提供するプログラムは、内容・ゲストの方の障害特性や個性・保護者の方の理解やご協力などのため、一部の方のみがご参加頂けているという現実があります。前穂通信2月号に「高槻シティマラソン報告」を掲載した事で、「一部のゲストのみが参加できるようなプログラムに事業所の力を注ぎ、結果、その他の方達への取り組みがおろそかになるのは、障害福祉のあるべき理念にそぐわない・・・」とのご指摘を頂きました。仰る通りと存じます。ご意見を賜った事を感謝しております。しかし前穂は、例えば緊急対応などを通じて、プログラム以外の責任に対し、懸命に取り組んで来たという自負もあります。今後もより良くプログラムに取り組むと同時に、全体のバランスも保ちたい存じますので、皆様の様々なご意見を頂戴できれば幸いです。宜しくお願い致します。

